

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）C営業所に雇用され、バス運転手として、業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、乗継用の自家用車から降りる際に、頭部を強打し、頸部を痛めたとして、同日、D病院に受診し「頸椎捻挫」と診断され、同月〇日、Eクリニックに受診し「外傷性頸部症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が業務上の事由により休業したとして休業補償給付を請求したところ、監督署長は平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間については、通院日のみを休業補償給付の対象として支給し、同月〇日以降の期間については、請求人の本件傷病は同月〇日をもって治癒（症状固定）しているとして支給しない旨の処分をした（以下「本件処分」という。）ことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の平成○年○月○日から同年○月○日までの期間に係る休業補償給付の請求に対し、通院日のみ支給するとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

また、請求人の本件傷病は平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）したとして、同月○日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、①休業の必要性が認められる期間について、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間は就労できる状態ではなく、受診日以外の日についても休業補償給付を支給すべきであること、②治癒（症状固定）の時期について、平成○年○月○日付けで治癒（症状固定）しておらず、同月○日から同年○月○日までの期間については、休業補償給付を支給すべきであることを主張しているので、以下、検討する。

(2) 休業の必要性が認められる期間について

ア F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「初診時、約1週間の見込みで休業とした。」と述べ、G医師は、同月○日付け意見書において、休業が必要な期間は「約3か月位」と述べている。

イ H医師は、F医師及びG医師の意見、受傷状況、その後の加療の状況等を踏まえ、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「軟部組織の損傷は受傷後約3週間で急性症状は消退し、通常の業務への就労は可能となる。」と述べており、当審査会においても、H医師の意見は医学的に妥当と考える。

ウ したがって、決定書理由に説示するとおり、休業の必要性が認められるのは、受傷後3週間である平成○年○月○日から同年○月○日までの期間及び

その後、本件傷病が治癒するまでの間における通院日であるとした監督署長の判断は妥当である。

(3) 治癒（症状固定）の時期について

ア H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「加療内容の変更や特別な検査は行われていないので、症状は早期から一定していた。」「請求人の既存の椎間板症を考慮すれば、受傷後2か月程度で症状固定に至っている。」と述べており、請求人の本件傷病は骨折等の外傷もなく、その治療内容もマッサージ等の理学療法や痛み止め等保存療法であると認められることから、当審査会においても、H医師の意見が妥当と考える。

イ したがって、受傷後2か月である平成〇年〇月〇日付けで治癒(症状固定)とした監督署長の判断は妥当である。

ウ なお、請求人は、治癒後も首に痛みがあったことから、休業が必要であった旨申し述べるが、前記アのとおり、医学的には治癒の状態であったものと認められることから、請求人の主張を採用することはできない。

(4) 以上のとおりであるから、監督署長が、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間にかかる休業補償給付については、通院日を除き、療養のため労働することができなかつたとは認められないとして、通院日のみ休業補償給付を支給し、同月〇日以降については、請求人の本件傷病は同月〇日をもって治癒(症状固定)しているとして、これを支給しなかつた処分は妥当である。

なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかつた。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。